

地名二字表記化をめぐる

北川和秀

一 はじめに

大宝年間、国名表記が二字に統一され、その後、和銅年間に至って、郡里名の表記についても二字化の命令が出された。こちらも国によって遅速の差はあれ、ある程度の年数を掛けて二字化が実現した。和名抄に記載されている郡名は見事に二字に統一されている。郡里名二字化の命令は、和銅六年（七一三）に出されたいわゆる風土記撰進の詔の第一条がそれに当たるものと位置づけられているが、果してそう考えて良いか。本稿ではそれを含め、地名二字表記化の経緯等について考察する。

二 郡郷里名二字化に関する史料

郡郷里名の二字化に関する史料としては以下のものがよ

く知られている。

①制すらく。畿内七道諸国の郡郷名は、好き字を着けしむ。

（制。畿内七道諸国郡郷名、着好字。）

②凡そ諸国の部内の郡里等の名は、並に二字を用ひ、必ず嘉名を取れ。

（凡諸国部内郡里等名、並用二字、必取嘉名。）

③故、安相里と号く、本の名は沙部と云ふ。後、里の名は字を改めて二字に注せるに依りて、安相里と為す。

（故、号安相里 本名沙部云。後、里名依改字二字注、為安相里。）

④其の郷の名の字は、神龜三年の民部省の口宣を被りて、

（『播磨国風土記』飭磨郡）

改めぬ。

(其郷名字者、被神龜三年民部省口宣、改之。)

〔出雲国風土記〕 総記

・ 拜志の郷 本の字は林なり (拜志郷 本字林)

〔出雲国風土記〕 意字郡

・ 飯石の郷 本の字は伊鼻志なり (飯石郷 本字伊鼻
〔出雲国風土記〕 飯石郡)
など

このうち①の史料では地名の文字数については全く触れ

ておらず、「好字」を付けるようにとの指示のみである。

続日本紀の和銅六年五月二日条に載せるが、和銅六年にお

ける「郡」の下の行政単位は「里」であるので、本文の

「郡郷名」という表記は実態と合わない。この本文には続

日本紀編纂時の書き換えがあるものと考えられる。また、

この文の後には「その郡の内に生れる、銀・銅・彩色・

草・木・禽・獸・魚・虫等の物は、具に色目を録し、土地

の沃瘠、山川原野の名号の所由、また、古老の相伝ふる旧

聞・異事は、史籍に載して言上せしむ」という文が続いて

いる。すなわち、①は風土記撰進の詔の第一条という位置

づけになるが、第二条以下が報告すべき具体的な内容の指

示であるのに対し、第一条が地名表記の決定(既存の表記

条以下とは性格の異なるものとなり、不審である。さらに、

①には「好字」とあるのみで「二字」という指定はない。これをどう考えるかということも問題となろう。

②は、時代が降った延喜式の本文である。しかし、①と

は逆に、本文には延喜式の編纂時の行政単位名である「郡

郷」ではなく「郡里」とある。むしろこちらの史料の方が

郡里制の時代(大宝元年(七〇一)〜霊龜三年(七二七))

の表記を反映している。また、②には「二字」と「嘉名」

との二項目が指示されている。

③の播磨国風土記の注には「二字」と明記する。播磨国

風土記内の行政単位は郡里で表記されているので、播磨国

風土記の成立は郡里制が行われていた霊龜三年以前と考え

られる。従って、地名「二字」の指示は霊龜三年以前には

出されていたことになる。実際に、この里のみならず、播

磨国風土記における掲出郡里名は一例の例外もなく二字で

表記されている。

④にみえる「神龜三年民部省口宣」の内容は伝わらない

が、出雲国風土記にはこの口宣によって改められる前の郷

名と、改められた後の郷名とが多数採録してある。それを見れば、改訂前の一字郷名・三字郷名は、口宣を受けてす

べて二字に改められており、神龜三年(七二六)の口宣の内容に地名表記の二文字が含まれていたことは確実である。

これらの史料、特に①と②との関係をどのように考えるべきであろうか。これについては以降の節で述べることを踏まえつつ、最終節で考察する。

三 国名表記の二文字化について

郡里名の二文字化に先だって国名表記が二文字化された。その時期については、鎌田元一氏の説に従いたい。氏は、続日本紀の「鍛冶司をして諸国の印を鑄しむ」（大宝四年〔七〇四〕四月九日条）という記事にみえる国印の頒布と国名表記の二文字化とを一体のものとする。氏は次のように述べる。

ここで筆者はいささか大胆であるが、大宝四年四月鑄造国印の諸国への頒布こそ、新たに公定された制度的国名表記の全国的施行を意味したものと考えたい。……国名表記の公定と国印の鑄造とは、その本質上、そもそも一体的な関係をもって行われたとみるべきではなからうか。印面に定着される国名こそ公的この上ないものである以上、その文字表記の決定には慎重な考慮が払われたはずである。国印の鑄造とは、つまるところ一々の国名表記を決定する作業にほかならなかった^②のである。

鎌田説は、現在知られている木簡や正倉院文書等の国名

表記の実際ともほぼ矛盾せず、国名二文字化の時期については首肯できる。ただ鎌田氏が国名二文字化の目的を国印鑄造の便宜のためとすることには納得しかねる。確かにすべての国印が「〇〇之印」という四文字を二字二行に配置した規格で統一できれば鑄造し易いであろう。一字や三字の国名が混在しているのは面倒である。しかし、国名が国印に引きずられるというのは本末転倒ではあるまいか。国名二文字化の時期が大宝年間であることから、二文字化は中国の地名を強く意識した結果と考えたい。大宝律令の施行も、藤原京・平城京という恒常的な都の建設も、最初の正史である日本書紀の編纂も、いずれも中国を強く意識してのものであろう。そのような時代背景において、一字や三字以上の地名は、中国の地名を意識したとき、なにか垢抜けのないものと思えたのではなからうか。地名二文字化の主たる理由はこのように考えたい。

木簡等によつて知られる旧国名から新国名への改訂を分類整理すれば次のようになる。

1. 字音仮名のまま

a 二字のまま

・ 且波↓丹波、周方↓周防、伊余↓伊予・伊与

b 三字から二字へ

・ 素留宜↓駿河、无耶志↓武蔵、多遲麻・多遲摩↓

但馬、波伯吉↓伯耆

2. 訓字のまま

a 二字のまま

・川内↓河内、三川↓参河、上掾↓上総、下掾↓下

総、常道↓常陸、穴門↓長門

b 三字から二字へ（表記の省略あり）

・遠水海↓遠江、近淡海・近水海↓近江、上毛野↓

上野、下毛野↓下野

c 一字から二字へ

・倭↓大倭

3. 訓字から字音仮名へ

a 二字のまま

・三野↓御野↓美濃、科野↓信濃、稲羽↓因幡、針

間↓幡磨↓播磨、津嶋↓対馬

b 一字から二字へ

・木↓紀伊、嶋↓志摩、粟↓阿波

4. 音訓交用のまま

a 三字から二字へ（表記の省略あり）

・吉備道中・吉備中↓備中、筑志前↓筑前

5. 音訓交用から訓字へ

a 二字のまま

・若佐↓若狹

b 三字から二字へ

・高志前↓越前

これら以外に、表記の変更がなかったと思われる国々は次の通り。

・伊賀、伊勢、伊豆、甲斐、隠伎、土左（以上は字音

仮名）

・尾張・尾治、出雲、日向（以上は訓字）

また、大宝以降に新設された国々は以下の通り（カッコ内の数字は設置年）。

・美作（713）、安房（718）、能登（718）、諏訪（721）、

薩麻↓薩摩（以上は字音仮名）

・出羽（712）、大隅（713）、石城（718）、石背（718）

（以上は訓字）

・丹後（713）（以上は音訓交用）

この改訂によって国名は全て二字表記に統一された。その際、もとの国を前中後に分割した結果、名称が長くなりすぎて二字に収まらず、「きびのみちのなか」を「備中」、「つくしのみちのくち」を「筑前」、「たにはのみちのしり」を「丹後」などと表記したものが生じた。これらは表記が読みを反映していない。表記上はそう読めなくても、約束事としてそう読むのである。こうした類は郡郷里名においても見られる。

また、右の分類で「3. 訓字から字音仮名へ」に含まれる国々が八ヶ国あり、二筆化とは別に字音仮名表記を志向する動きもあつたと考えられる。

字音仮名志向の理由について直木孝次郎氏は「訓よみには異訓が生じやすいのに対し、音よみには異訓が生じにくく、地名の表記に適しているからであろう」と言われる。また橋本雅之氏は直木氏に賛意を示され、風土記撰進の詔にみえる「好字」は「正しい読み方（語形）を示す字」という意味を含むとされると述べられる。しかし、これには賛同できない。確かに一字一音の字音仮名表記であれば読み確定には有効であるが、実際に字音仮名表記された国名・郡郷里名を見ると、一字二音節の字音仮名が多く用いられている。それらの表記を読む際、たとえば「武蔵」と書いて「ムザシ」と読むためには、表記されていない「シ」を補って読まねばならず、「信濃」「因幡」には子音 n の後に母音の a を補う、「駿河」「但馬」「播磨」「伯耆」はそれぞれ子音を別の子音に置き換えて読む必要がある。これらの国名における字音仮名表記は読みを忠実に反映したものではない。読みを確定しやすくするために字音仮名表記が選ばれたとは到底考えられない。

字音仮名志向自体についても、右の分類の 3b は、一音節国名の「木」や、二音節国名の「嶋」「粟」を二筆化

する必要のために字音仮名が選ばれたのであり、積極的に字音仮名表記に変更したのは、3a の五ヶ国に留まるといえよう。また、右の分類の 2 のように訓字表記のままものが少なからずあり、大宝以降に新設された国の中にも「出羽」「大隅」「石城」「石背」など、設置当初から訓字表記が採用されたものがある。積極的な字音仮名志向があるなら、新設された国には初めから字音仮名表記を選びそうなものである。

大宝四年における国名表記の変更の内容は、二筆化は絶対であるが、字音仮名志向はあまり強くなかったものと考えられる。一方、新表記には嘉字志向も伺える。たとえば「武蔵」である。「蔵」には「おさめる」「かくす」という意味があるので、「武蔵」は、字順こそ漢文に即してはいないが、「平和な世の中になつて」武器を蔵に収める」という意味を読み取ることができる。表記にこういう意味を含めたくて、「ムザシ」と読むのには無理がある。「武蔵」という表記をあえて選んだのであろう。二筆化のみが目的であれば、たとえば「ムザシ」を「身刺」と表記することも可能である。日本書紀には、人名「ムザシ」を「身刺」と表記したとおぼしき「難波吉士身刺」（舒明即位前紀）、「蘇我臣日向、日向、字身刺。」（大化五年三月二四日）という例がみえる。二字で表記するだけならばこれも可能だっ

たはずだが、国名表記としては「身刺」は不適當と考えたのであろう。「美濃」「信濃」には美しきことや信なることが濃い、「伯耆」には長寿、「美作」には美しく作る、という意味を読み取ることができる。これらの表記は、いづれも嘉字を選んだものと考えられる。嘉字志向の結果が字音仮名の選択に結びついたといえよう。

四 郡郷里名二文字化の時期について

わが国における地名表記は、五世紀の頃には「意柴沙加宮」(隅田八幡宮人物画像鏡銘)、「斯鬼宮」(稲荷山古墳出土鉄剣銘)のように字音仮名でなされている。これは、たとえば魏志倭人伝等の中国文献において、日本の地名や官職名が借音表記されているのに倣ったものであろう。以後、七世紀中頃までの地名表記法の変遷を体系的に辿ることは資料的にできないが、天武朝に至ると、出土木簡によって地名表記の傾向を知ることができる。天武朝木簡における評・五十戸・里名を整理すると下段の表のようになる。

このように、天武朝には、地名表記はすでに訓字表記が中心になっていた。また、地名二文字表記の命令などまだ出されていない時期であるにも拘らず、二字表記地名は八割に及ぶ。表記の実際を見ると、二音節地名は字音仮名二字で表記することが多く、三音節以上の地名(これが多

字音仮名表記地名	訓字表記地名	音訓交用表記地名
二七 (二五・〇%)	六七 (六二・〇%)	一四 (一三・〇%)
一字表記地名 一〇 (九・三%)	二字表記地名 八八 (八一・五%)	三字表記地名 九 (八・三%)
		四字表記地名 一 (〇・九%)

い)は訓字二字で表記することが多いので、巧まずしてそのような結果になったものであろう。かくして、地名二字表記法の命令が出たとき、多くの地名はすでに二字であり、少数の非二字地名のみ表記の工夫をすれば良かったわけである。

郡郷里名二文字化移行の時期については以前考察したことがある。そこで述べたように、地名表記二文字化の早い例は、風土記撰進の詔の和銅六年よりも数年さかのぼる。明確な例は若狭国ヲニフ評(郡)の表記である。飛鳥池遺跡や藤原宮跡から「小丹」と書いた木簡が出土しているの、地名二文字化以前からこのような表記も行われていたものとみえるが、これを除くと、次ページの表のように、旧表記「小丹生」から新表記「遠敷」へと変化したことが知られる。

年号	小丹生評・郡	遠敷郡
文武元(六九七)	若狭国小丹生評岡田里《藤》 若狭国小丹(へ)生里《藤》 若狭国小カ生カ岡カ □□□丹□評□方里《藤》	
二(六九八)	若狭国小丹□三分里《藤》 生カ 若狭国小丹生郡手巻里《藤》 若狭国小丹生郡《長》	
未詳(大宝以後)		
和銅三(七一〇)		
四(七一〇)		
五(七二二)		
六(七二三)		
養老二(七一八)	若□国小丹生郡野里《庭》	若狭国遠敷郡遠敷里《城》 若狭国遠敷郡玉杵里《城》 若狭国遠敷郡玉置郷《城》 以後、「遠敷郡」多数

「丹生」は辰砂(水銀と硫黄の化合物)などを含む赤土を産する地の地名で、郡郷里名や神社名に多く見られる。「小丹生」の「小」は「小筑波」や「小新田山」などと同じく、接頭辞であろう。「小丹生」というのはごく自然な表記である。これに対し、「遠敷」は、「遠」を「ヲニ」、「敷」を「フ」と読ませたものである。語構成の点からも不自然で、二文字化の指示でもなければ思い付かないような表記であろう。そして、「敷く」には「治める」「統治する」という意味があるので、「遠敷」という文字列には

意識が伺える。全国の全ての郡郷里名が二文字化されるには相当の年数を要したもののようである。郡郷里名二文字化の推移を四期に分けて数字で示せば次ページの表のようになる。⁹⁾
長屋王木簡の時期は和銅三年(七一〇)から靈龜三年(七二七)まで、二条大路木簡の時期は天平七・八年(七三五〜七三六)の二年間を中心とする天平前期である。表から明らかのように、時代とともに二文字表記地名は増加し、非二文字表記地名は減少している。

「末永く地域を治める」といった意味合いを読み取ることができよう。この表記は二字の嘉字であることと見ることができ。年紀のある木簡の中で「遠敷」と書く最古ものは和銅四年四月のものである。

遠敷郡ほど年代が明確ではないが、大倭国「葛下郡」、隱伎国「周吉郡」などについても和銅六年よりも古い可能性のある木簡が存在する。「葛下」は、本来は「葛城下」と書いたものを二文字化する必要上、二字目を省いたものである。「周吉」は古くは「次評(郡)」の表記が定着していた。「周吉」には「あまねくよし」という嘉字

	一字表記地名	二字表記地名	三字表記地名	四字表記地名
天武朝以前木簡	一〇 (九・三%)	八八 (八一・五%)	九 (八・三%)	一 (〇・九%)
長屋王木簡	二三三 (八・三%)	二二七 (八五・三%)	一六 (五・八%)	二 (〇・七%)
二条大路木簡	一七 (三・一%)	五一六 (九五・二%)	九 (一・七%)	〇
長岡京木簡	五 (二・九%)	一七〇 (九七・一%)	〇	〇

長岡京時代に至ってもまだ一字表記されている地名五例は以下の通りである。

- ・「袋郷戸主」(延暦八年十一月十八日。長岡京₁₇₆。越前国坂井郡福留郷)
 - ・「海」戸主」(長岡京₁₇₇。越前国坂井郡海部郷)
 - ・「越前国少郷戸主」(十年四月二日。木研₉₃₃頁。越前国足羽郡小名郷)
 - ・「青郷」(長岡京₂₁₃₀₈。若狭国遠敷郡阿遠郷)
 - ・「伊与国越智郡出郷」(長岡京₂₈₇₄。伊与国越智郡)
- 越前国が三例を占めていることが注目される。
郡郷里名二文字化の具体的な方法については別稿で述べた。^⑩

そこでも触れたように、二文字化に際してどうしても表記に読みを反映させることができなかつた場合もある。読みを反映しないと思われる表記の例を一部だけ示す。

- ・「葛木下郡」《藤》↓「葛下郡」(大倭国正税帳・天平二)大倭国
- ・「上坂田郷」《二》↓「上坂郷」《二》近江国坂田郡
- ・「下三次里」《城》↓「下次郷」(和名抄)備後国三次郡
- ・「三嶋上郡」《城》↓「嶋上郡」《二》撰津国
- ・「知夫利評」《石》《藤》↓「智夫郡」(隱伎国正税帳・天平五)隱岐国

・「三井田里」(御野国山方郡戸籍・大宝二) ↓「三田郷」(和名抄) 美濃国山県郡

・「大曾祢里」《藤》 ↓「大曾郷」(和名抄) 土左国長岡郡

・「勝間田郡」《藤》 ↓「勝田郡」《城》(和名抄) 美作国
*高山寺本「勝田郷」に「加豆末太」の訓あり。

・「中津山里」《長》和銅八 ↓「中山里」(和名抄) 越前国丹生郡

*高山寺本に「奈加豆也末」の訓あり。

・「松里」《藤》文武三 ↓「松樹郷」《二》天平七 安房国安房郡

・「穂評」《石》 ↓「宝飫郡」《二》《宮町》《城》天平十
八 参河国

二字化に伴って読みを変更した場合もあるかもしれないが、基本的には読みは二字化以前のままであったと考えられる。これら、読みを反映しない表記の読みはいかにして保持されたのであろうか。これについてはまだ答えが得られていない。文書行政上、果して読み自体は必要なものであろうかということも併せて、今後検討してゆきたい。

五 播磨国風土記の郡里名表記

地名二字化の実態を探るには、木簡や正倉院文書など、

当時書かれたままの資料が有効である。しかし、編纂物も当然参照すべきものである。本節では、播磨国風土記の郡里名表記を木簡の表記と比較考察する。播磨国風土記を選んだ理由は、五風土記の中で、この国の地名を記載した木簡が他の四国の場合よりも遥かに多く、風土記と木簡との地名表記の対照が相当程度可能なことにある。さらに、この風土記の成立年代が靈龜三年頃と目されることから、地名二字化初期の段階の様相を窺い知ることができるといふ利点もある。本節では、播磨国風土記の地名表記と木簡の地名表記との対照が可能な例の中からいくつか示す。

① 鴨波里 播磨国風土記には「昔、大部の造等の始祖古

理売、この野を耕して多に粟を種けり。故、粟々里と曰ふ」(賀古郡鴨波里)とある。文中の「粟々里」は

地名の起源を示したもので、必ずしも実際にこの表記が行われたことを示すものではないが、木簡には「幡磨国加古郡禾々里」《東》と記したものがあり、風土記の表記と重なる(「禾」≡「粟」)。やや時代が降った木簡には「播磨国賀古郡淡葉郷」《二》と記したのもある。和名抄にはこの郷名は見えない。表記の変遷は「粟々(禾々)」 ↓「鴨波」 ↓「淡葉」となる。

「鴨波」は、郡里名二字化初期の時期に字音仮名表記志向のあったことを反映するものといえよう。¹¹⁾しかし、

韻尾が p で終わる入声字「鴨」の韻尾に母音 a を加えれば「アハ」の仮名として使えるとはいえ、「鴨波」の文字列から直ちに「アハハ」という読みが導き出せるとは限らない。そもそも「鴨」が音読字であるという保証がない。音訓交用の「かもは」と誤読される可能性は多分にある。そういったことから、より読みやすい「淡葉」の表記に変わったものと思われる。

② 揖保郡 播磨国風土記には「粒いひばと称ふ所以は、この里、粒山いひばに依る。故、山に因りて名と為す」(揖保郡揖保里)とある。播磨国風土記以前の木簡には「粒評」《池》、「飯イ」《穂カ》評」《藤》と記したものがあり、「粒」は風土記の文中の表記と一致する。また、播磨国風土記以後の木簡には「播磨国揖保郡占上郷」《城》、「播磨国揖保郡林田郷」《城》と記したものがあり、これは風土記の掲出郡名表記と一致する。この地名は、二文字化の命令以前には「粒」飯穂」などという訓字で表記していたのが、二文字化の指示を受けて「揖保」という字音仮名表記に移行したのであろう。

③ 讃容郡 これと同じ表記の木簡は現在のところ発見されてない。播磨国風土記以前の木簡に「佐由評」《石》、「佐用郡」《藤》、年代未詳の木簡に「讃用郡」《大》と記したものがあり、播磨国風土記以後の木簡

や和名抄は「佐用郡」である。二文字化の初期の頃、「讃容郡」という表記も存在し、播磨国では一時的にせよその表記を公式表記としたのであろうが、定着せずに「佐用郡」が取って代わったのであろう。

④ 宍粟郡 木簡では「宍粟評」《藤》、「宍粟郡」《池》《城》、「宍粟郡」《池》《西南》、「積幡郡」《東》などと表記されている。播磨国風土記において、掲出郡名表記は「宍粟郡」であるが、飭磨郡の条には「右、伊和部と号くるは、積幡郡の伊和君等が族、到り来て此に居めり。故、伊和部と号く」(飭磨郡伊和里)とある。この「積幡郡」の表記は《東》木簡の表記と同じである。《東》遺跡出土木簡の年紀は和銅二年から八年までの期間に収まり、播磨国風土記編纂よりも数年前になる。この郡名は、古くは訓字で「宍粟」または「宍禾」と表記されていたのが、郡里名二文字化の初期に字音仮名表記の「積幡」に改められた。ところが、この表記はごく短期間で捨てられ、播磨国風土記編纂時には、すでに元の表記に戻っていたものと考えられる。

⑤ 安師里 播磨国風土記には「安師里。本の名は、酒加里なり。……大神、此処あかに喰かましましき。故、須加と曰ふ。後に、山守里と号くる所以は、……。今名を改めて安師と為すは、安師川に因りて名と為す」(宍粟郡安師

里」とある。この里名は「酒加」（または「須加」）↓「山守」↓「安師」と変遷したことになる。木簡はすべて「山守里」であるが、それらは《藤》《池》《西南》出土のものであり、いずれも播磨国風土記編纂以前と考えられる。風土記編纂以降の木簡でこの里名を記したものはまだ発見されていない。播磨国風土記が語るこの里名の変遷は、出土木簡の表記と矛盾しない。

⑥法太里 播磨国風土記には「法太と号くる所以は、讃伎日子と建石命と相闘ひたまひし時に、讃伎日子、負けて逃げ去くに、手以て匍ひ去にき。故、匍田と曰ふ」（託賀郡法太里）とある。「匍田」というのは語源を示すためにそのように表記したものか、実際にそのような表記が存在したのかは分からない。《二》木簡に「播磨国多可郡蔓田郷」と記したものがあり、天平前期には「蔓田」と記していたことが分かる。植物のツルは這うものなので、「蔓田」と書いて「はふだ」と読ませるのであろう。和名抄も「蔓田」である。なお、年代不明の平城京木簡に「郡法太里」と書いたものがある。播磨国風土記と同時期の郡里制の時代のものであり、風土記と表記が一致しているのが興味深い。この里名も、地名二文字の初期には字音仮名表記されながら、やがて訓字に移行したことになる。

⑦檜原里 播磨国風土記には「檜原と号くる所以は、柞カシこの村に生ふ。故、柞原と曰ふ」（賀毛郡檜原里）とある。掲出里名には「檜原里」とあるのに、文中には「柞原」とあり、表記にズレがみられる。木簡は、「加毛評柞原里」とある石神遺跡出土のものしか出土していない。大宝以前の木簡の表記が播磨国風土記の文中の表記と一致するのは興味深い。「柞原」↓「檜原」という移行があったことが推測される。

以上、播磨国風土記から七項目を取り上げて木簡の表記と比較した。特に、播磨国風土記における掲出郡里名表記と文中の表記とが一致しない例に着目すると、掲出郡里名表記は播磨国風土記の編纂時（≡地名二文字表記化初期）のもので、字音仮名表記志向が伺えること、文中の表記は風土記編纂時よりも古い時期の表記を留めているものがあること、風土記編纂時の表記の中には短命で終わったものもあること、などが木簡との対比で明らかになった。④の宍禾郡の例からは、郡里名表記二文字化初期にはもつと多くの字音仮名表記が存在したであろうことが推測される。

六 「嘉名」と「好字」。及びまとめ

最後に、本稿の第二節に示した次の二史料の関係について考える。

①制すらく。畿内七道諸国の郡郷名は、好き字を着けしむ。(制。畿内七道諸国郡郷名、着好字。)

〔続日本紀〕和銅六・五・二

②凡そ諸国の部内の郡里等の名は、並に二字を用ゐ、必ず嘉き名を取れ。(凡諸国部内郡里等名、並用二字、必取嘉名。)

〔延喜式〕民部上

この二史料の相違点は、①が「好字」とあるのに対して、②が「二字」「嘉名」とある点であろう。「好」と「嘉」には、どちらにも「よし」という訓があるので、意味が重なる部分はあるが、「好」には「このむ」「みめよい(うつくしい)」「よしみ(友好)」「このましい(適切)」という意味、「嘉」には「めでたい」「よみする」という意味がある。以下、上代文献から用例を示す。

【好】

a このむ

・幼年にして学を好み、博覧にして能く文を属る。(幼年好学。博覧而能属文。)

b みめよい(うつくしい)

・根使主の著る玉纒、太だ貴にして最好し。(根使主所著玉纒、太貴最好。)

〔日本書紀〕雄略一四・四・一

c よしみ(友好)

・高麗の使安定等に副へて、来朝て好を結ぶ。(副高麗使安定等、来朝結好。)

〔日本書紀〕継体一〇・九・一四

d よろしい(適切な)

・其れ共食者に誰か好けむ。(其共食者誰好乎。)

〔日本書紀〕雄略一四・四・一

・山に至りて舶の材を覓ぐ。便に好き材を得て、伐らむとす。(至山覓舶材。便得好材、以将伐。)

〔日本書紀〕推古二六是年

・出泉浄く香り、飲喫むに尤好かりしかば、(出泉浄香、飲喫尤好、)

〔常陸国風土記〕茨城郡

・この沢に菅生ふ。笠に作るに最好し。(此沢生菅。作笠最好。)

〔播磨国風土記〕宍禾郡

【嘉】

a めでたい

・符応有るは、皆是、天地の生す所の、休祥嘉瑞なり。(有符応者、皆是、天地所生、休祥嘉瑞也。)

〔日本書紀〕白雉元・二・一五

*他に続日本紀等にも、嘉祥、嘉瑞、嘉稻、嘉禾、嘉瓜などの例多し。

b よみする

・津の逆を謀るに及びて、島則ち変を告ぐ。朝廷其の忠正を嘉みすれど、朋友其の才情を薄みす。(及津謀逆、島則告變。朝廷嘉其忠正、朋友薄其才情。)

(『懷風藻』川島皇子)

ここで、「嘉名」の「名」は文字通りに「名」の意であろうか。不吉な地名を別の名称に変更した例としては、「死野」を「生野」とした例(播磨国風土記神前郡)があるが、これは稀な例であって、表記変更例のほとんどは、読みはそのままに、文字のみを変更したものである。だが、漢字は本来表意文字であるので、音だけを借りた「武蔵」という表記でも、そこには前述したように「武器をおさめる」という意味を重ねることができる。その結果、文字を変換することは、意味を変えたものと同じことになる。二文字化した国名や郡里名の中には「美濃」「信濃」「伯耆」「美作」「安遠」「飫宝」「賀茂」「周吉」「多可」「那珂」「那賀」「福留」「敷智」「弥美」「遠賀」など、嘉字を選んだと考えられる例をいくつも指摘できる。これらは、「嘉字」を用いることで、地名が「嘉名」に変わったといえよう。②の「嘉名」はこのように理解したい。ただ、二文字化は無理をしても何とか実現させるとして、それに加えて嘉名もというのは困難な場合もあるろう。「二字」は絶対、「嘉

名」は努力目標、といった重さの違いはあったのではあるまいか。

一方、①の「好字」の方は、【好】dの「よろしい(適切な)」の意と考えたい。そのような意図から、【好】dのみは、念のため複数の例を示した。

和銅六年に出された風土記撰進の詔の第一条(①)には「好字」とあるのみで、二字にせよとの指示はない。だが、第四節で述べたように、すでに和銅四年の段階で郡里名の嘉字二文字化は始まっているとみることができる。とすれば、郡里名二文字化の命令は①が最初ではなく、それ以前に別に出されていたと考えられる。それが延喜式の条文(②)の元になった命令なのではあるまいか。平城遷都前後に②のような内容の命令が出され、これによって諸国の郡里名は二字の嘉名で表記されることになった。その数年後に風土記撰進の詔が出された。風土記には当然その国内の全ての郡里名が記載されることになる。それらの地名表記に際しては、すでに出されている②の命令を遵守するように、という念押しが①の文の趣旨であったと考える。すなわち、「好字」は「適切な文字」ということであり、その内容には「二字」と「嘉名」とがともに含まれているということになる。②と①との関係はこのように考える。

風土記撰進にあたっては、①の命令がある以上、国内の

すべての郡郷名二文字化が完了していなければ、撰進することができなかつたのではあるまいか。出雲国風土記は、神龜三年の民部省の口宣を受けて、すべての郷名の二文字化が完了してやっと風土記として完成したものと考ええる。第四節で述べたように、越前国では長岡京時代になつてもまだ非二字の郷名が残っている。越前国風土記は逸文も伝わっていない。ひよつとすると、越前国風土記は完成に到らなかつた可能性も考えられる。

注

- (1) 郡里制から郡郷里制への移行の時期は、出雲国風土記総記にある「右の件の郷の字は、靈龜元年の式に依りて、里を改めて郷と為せり」という記載によれば靈龜元年(七一五)となるが、鎌田元一氏の説(『郷里制の施行と靈龜元年式』『古代の日本と東アジア』所収。一九九一年五月。小学館)に従い、靈龜三年とした。
- (2) 鎌田元一『律令公民法制の研究』Ⅱ 律令制国名表記の成立。平成二三年三月。塙書房
- (3) 薩摩国の成立年代ははっきりしない。国名表記に関しては、拙稿「万葉集の地名表記について―国名を中心にして―」(『美夫君志』七四。平成一九年三月)において、天平十六年前後のものとおぼしき宮町遺跡木簡に「薩摩」とあることから、「薩麻」から「薩摩」への移行の時期を天平十年代前半かと考えた。ところが、当時依拠した『宮町遺跡出土木簡概報』1(平成一年一月。信楽町教育委員会)では「<薩摩□心太一古入三斗>とあつた積文が、最新の『紫香楽宮跡関連遺跡発掘調査概報 甲賀市・宮町遺跡』(平成二〇年三月。甲賀市教育委員会)では「<薩麻□心太一古入三斗>と改訂されている。その報告書の当該木簡の解説文末尾には「なお、宮概1では「薩摩」としたが「薩麻」と訂正する。」とある。この積文に依れば、現在発見されている木簡は「薩麻」のみとなり、「薩摩」と表記したものは存在せず、「薩麻」から「薩摩」への移行の時期は現在のところ不明ということになる。この場を借りて『美夫君志』掲載論文を修正する。
- (4) 直木孝次郎「古事記の国名表記について」(『人文研究』二三卷一〇分冊。昭和四十七年九月。のち『飛鳥奈良時代の研究』所収。昭和五〇年九月。塙書房)
- (5) 橋本雅之「風土記」研究の可能性(『国文学 解釈と鑑賞』七六卷五号。平成二三年五月)
- (6) 拙稿「木簡に見る地名表記法の変遷」(『群馬県立女子大学国文学研究』三三。平成二四年三月)
- (7) 拙稿「郡郷里名二文字表記化の時期について」(『論集上代文学』三三。平成二三年五月。笠間書院)
- (8) 木簡の出土地は符号で示した。本稿においては、この表以外にも木簡の出土地は共通の符号で示す。以下の通りである。

石神遺跡《石》、大官大寺跡《大》、藤原宮・京《藤》、平城宮内裏西南隅外郭整地土下層黒色粘質土層《西南》（この遺構出土木簡の年紀は和銅二年から三年）、平城宮東院地区SD8600《東》、長屋王邸《長》、平城宮《城》、平城京左京三条二坊六坪宮跡庭園《庭》、二条大路濠状遺構《二》、宮町遺跡《宮町》

- (9) 前掲注6論文。なお、長岡京のデータは今回新たに加えた。対象としたのは、長岡京出土の木簡、および、他の遺跡出土木簡のうち、長岡京木簡の年紀の期間と重なる延暦元年（七八二）から延暦十三年（七九四）までの年紀のあるものである。

- (10) 拙稿「郡郷里名二字表記化の方法について」（『古事記年報』五四。平成二四年一月）

- (11) 郡里名二字表記化の初期の頃には字音仮名表記されながら、後に訓字表記に変わったものには、「紀甲郡」《藤》（遠江国城飼郡）、「策覃郡」《長》（武蔵国埼玉郡）、「甘作郡」《二》（近江国神埼郡）、「尺太郎」《二》（近江国坂田郡）、「讚信郡」《長》（信濃国更級郡）、「播信郡」《長》（信濃国埴科郡）などがある。国名二字化の場合と異なり、郡里名二字化に際しては、字音仮名表記志向が相当程度認められる。その志向の由縁も二字化と同様に中国の地名を意識したものと推測される。

付記

本稿は、平成二十五年五月十八日に大阪府立大学で開催

された平成二十五年度の上代文学会春季大会の講演を基に原稿化したものである。

木簡のデータ収集に当たっては、奈良文化財研究所の木簡データベースの多大なる恩恵にあずかりました。厚く御礼申し上げます。

<http://www.nabunken.go.jp/Open/mokkan/mokkan.html>